| | | |
|---|---|---|
| ロ　前項の上欄に掲げる取組の対象者に係る生活習慣病に関する検査の結果について、当該取組の実施の前後において評価を実施すること。 | | |
| 八　次に掲げる疾病について、当該年度の前々年度の特定保健指導の対象者であり、かつ、受診勧奨の対象者に該当しない者のうち、当該年度の前年度の特定健康診査の結果による受診勧奨の対象者に該当しない者の割合が、五の項の上欄に掲げる保険者に係る当該疾病ごとの当該割合の種類に応じ、当該種類の当該割合の種類に応じ、当該種類の平均値以上であること。<br>イ　高血圧症<br>ロ　脂質異常症<br>ハ　糖尿病 | この項の上欄のイからハまでに掲げる疾病ごとに、次の第一号に掲げる率を次の第二号に掲げる率で除して得た数に三を乗じて得た点数を合計した点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）<br>一　この項の上欄の割合から同欄の平均値を控除して得た率<br>二　一からこの項の上欄の平均値を控除して得た率 | 五点 |
| 九　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。<br>イ　毎月の特定健康診査の結果を記載した報告書を社会保険診療報酬支払基金に提出すること。<br>ロ　事業主に対して、当該事業主の健康診断に係る情報（四十歳未満の者に限る。）の提供を求めること。<br>ハ　事業主と連携し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法による電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。十二の項において同じ。）に関する広報を実施すること。 | | 五点 |
| 十　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。<br>イ　事業主と、加入者の健康に関する課題の共有を行っていること。<br>ロ　事業主と連携し、加入者の健康増進のための目標及びデータヘルス計画（健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第三百八号）第四に規定する実施計画をいう。）の策定に取り組むこと。<br>ハ　事業主と連携し、健康に関する課題の解決に向けた事業の実施に取り組むこと。<br>ニ　事業主と連携し、加入者が就業時間中に特定保健指導を受けられる体制を整備していること。 | | 四点 |
| 十一　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。<br>イ　事業主と連携し、加入者に対して退職後の健康管理に関する情報提供を行うこと。<br>ロ　加入者が退職後に円滑に国民健康保険又は後期高齢者医療保険による保健事業を受けられるよう、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が実施する周知の取組に協力すること。 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 十二　次のイの数を次のロの数で除して得た率が、百分の五十以上であること。<br>イ　令和六年十一月において、加入者が個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法による電子資格確認を受けた受診の回数（ただし、同一の加入者による同一の保険医療機関等における受診が複数回ある場合、その数を一として合計する。）<br>ロ　令和六年十二月請求分として受け付けた診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（外来に係るものかつ電子情報処理組織の使用により請求されたものに限る。以下この口において同じ。）の数（ただし、同一の加入者による同一の保険医療機関等における受診にかかる診療報酬明細書及び調剤報酬明細書が複数ある場合、その数を一として合計する。） | この項の上欄に規定する率から百分の五十を控除した率に十を乗じて得た点数に五点を合算した点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。） | 一点 |
| 十三　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。<br>イ　加入者に対し、後発医薬品（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ニに規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）に関する理解を促進する情報を提供すること。<br>ロ　加入者に対し、後発医薬品の存在する先発医薬品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第七条の二に規定する新医薬品等をいう。）が処方された場合に係る医療費と後発医薬品が処方された場合に係る後発医療費の差額に関する通知を送付し、当該加入者に係る後発医薬品の使用状況の変動を確認すること。 | | |
| 十四　当該年度において、後発医薬品の使用割合が百分の八十以上であること。 | 当該年度における後発医薬品の使用割合から百分の八十を控除して得た率を百分の二十で除して得た率に三を乗じて得た点数と三点を合算した点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。） | 九点 |
| 十五　当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。<br>イ　診療報酬明細書等情報等を活用し、一定の基準に該当する加入者に対し、服薬情報に関する通知の送付等を行うこと。<br>ロ　イに掲げる取組の対象者の服薬状況等について、当該取組の実施の前後において評価を実施すること。<br>ハ　イ及びロに掲げる取組について、厚生労働省への報告を行っていること。 | | |
| 十六　当該年度において、次に掲げる種別のがん検診を実施していること。<br>イ　胃がん検診<br>ロ　肺がん検診<br>ハ　大腸がん検診<br>ニ　乳がん検診<br>ホ　子宮頸がん検診 | | 三点 |